資料９

ふじのマレットゴルフ場減免規定一覧

○相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例（抜粋）

（利用料金の減免）

第 23 条　前条第 1 項の規定にかかわらず、指定管理者は、教育委員会規則で定めるところにより、利用料金を減免し、又は免除することができる。

(平 20 条例 36・追加)

○相模原市立グラウンド等スポーツ施設に関する条例施行規則（抜粋）

（利用料金の減免）

第11条　条例第23条の規定による利用料金の減額又は免除は、次の各号に掲げる場合に、当該各号に定める率により行う。

（１）　小中学校等が教育課程に基づく教育活動のために利用するとき。　100パーセント

（２）　幼稚園等が幼児の教育活動等のために利用するとき。　50パーセント

（３）　身体障害者手帳の交付を受けている者等が利用するとき。　100パーセント

（４）　65歳以上の者が利用するとき。　50パーセント

（５）　公益財団法人相模原市スポーツ協会又はこれに所属する団体が体育の振興の目的のために利用するとき。　50パーセント

（６）　指定管理者が条例第21条の規定により行う同条第７号の事業のために利用するとき。　100パーセント

（７）　前各号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認め、市長の承認を得たとき。　市長の承認を得て指定管理者が定める率

２　前項の規定により利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、第３条第３項に規定するふじのマレットゴルフ場の利用券の交付を受けることにより、減額又は免除を受けたものとみなす。